

別添 2

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針【令和8年度版】改定の概要

1 国基本方針の改定に伴う県方針の改定

国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「国基本方針」という。）の改定を受けて、国基本方針と同様に特定調達品目の追加等の見直しを行います。

(1) 特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）の追加

国基本方針が改正され、特定調達品目が追加になったことに伴い、県方針も同様に追加します。

国基本方針の特定調達品目の追加（3品目追加）			県方針追加
分野	品目名	概要	県方針No.
文具類	クリアーホルダー	新規追加	B057
文具類	クリアーファイル	新規追加	B058
設備	地中熱利用システム	新規追加	R003

(2) 判断の基準等の見直し

判断の基準等についても国基本方針と同様に見直します。

国の判断基準の変更については、別添3「特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧」をご確認ください。

2 その他の改定内容

(1) 「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」について

「彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度実施要綱」（所管：資源循環推進課）が令和8年2月9日から施行されたことを受け、特定調達物品等に当該要綱に基づき登録された「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」がある場合は、優先的な調達に努めることを追記します。

(2) 県独自品目「建築物用環境配慮型塗料」について

「建築物用環境配慮型塗料」について、品目名を「建築物用塗料」に変更するとともに、配慮事項について以下のとおり変更します。

※配慮事項：特定調達物品等であるための要件ではないものの、調達に当たって配慮することが望ましい事項。

変更前（R7 方針）	変更後（R8 方針案）
【判断の基準】 ※変更なし 建築物内装用塗料にあつては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F☆☆☆☆を基本とし、該当する塗料がない場合は、F☆☆☆又は同等品）であること。	【判断の基準】 ※変更なし 建築物内装用塗料にあつては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F☆☆☆☆を基本とし、該当する塗料がない場合は、F☆☆☆又は同等品）であること。

別添2

<p>【配慮事項】 建築物外装用（金属部を除く。）塗料にあつては、従来型塗料よりも揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料であること。</p>	<p>【配慮事項】 全ての建築物用塗料について、揮発性有機溶剤の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が30%以下であること。</p>
--	--

(3) ワンウェイのプラスチック製の容器等の解釈について

令和8年1月5日付け資循第288号「プラスチックごみ削減及び再資源化に向けた取組の徹底について（依頼）」（資源循環推進課）が発出されたことを受け、ワンウェイのプラスチック製の容器等の解釈については、当該依頼文を参照する旨を追記します。